

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分(二件)……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 公共測量の実施(二件)……………二
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………二
- ………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………六
- ………(同)……………六
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………六
- ………(同)……………六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………七
- ………(同)……………七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………七
- ………(同)……………七
- 建築基準法による道路位置の指定……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について……………七
- ………の公開の聴聞……………七
- 当せん金付証券の発売委託……………八
- ………(財務局主計部公債課)……………八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………二

- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック)
- ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課……………三
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同)……………三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)……………三
- 東京武道館の休館日の変更……………(同)……………三
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………三
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………四
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………四
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………四
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出(二件)……………(下水道局)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定(三件)……………(同)……………五
- 当せん金付証券の発売委託(六件)……………
- ………(全国自治宝くじ事務協議会)……………七

告示

東京都告示第千八百五十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十八日

一 被処分者
東京都知事 舩 添 要 一

- (一) 商号 株式会社BLOOM
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 黒川 友太
 - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区新宿二丁目十二番十六号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五四二二二二二
 - (五) 免許年月日 平成二十五年五月三十一日
 - 二 処分年月日 平成二十七年十二月十七日
 - 三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(平成二十八年一月六日から同月二十日まで)
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号
- 東京都告示第千八百五十二号
- 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 平成二十七年十二月二十八日
- 東京都知事 舩 添 要 一
- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社ランドバンクサービス
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 豊沢 好孝
 - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区本町一丁目二十番二二
 - (四) 免許証番号 東京都知事(12)第二六〇三六号
 - (五) 免許年月日 平成二十四年九月七日
 - 二 処分年月日 平成二十七年十二月十七日
 - 三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(平成二十八年一月六日から同月二十日まで)
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第千八百五十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(道路敷地調査測量)

三 測量の区域 青梅市西分町二丁目、住江町、本町、仲町、上町、森下町、黒沢三丁目及び日向和田三丁目各区内

四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十四日まで

●東京都告示第千八百五十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 世田谷区

二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)

三 測量の区域 世田谷区内

四 測量の期間 平成二十七年十二月十日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第千八百五十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	2	28,200	46,600
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート (1号棟)	港区南麻布4-3	34.8	1	31,100	74,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	34,000	70,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	2	42,100	78,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (4号棟)	港区港南4-5	42.2	1	40,400	88,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (19号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,600	61,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (9号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (14号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (21号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	33,200	67,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (22号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (18号棟)	新宿区戸山2	36.3	1	31,000	68,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,500	77,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (32号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (11号棟)	新宿区戸山2	40.3	1	35,500	74,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,800	49,400
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート (15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,300	61,400
一般都営	中層耐火	第2寺島アパート (2号棟)	墨田区堤通1-18	34.3	1	22,400	43,000
一般都営	高層耐火	太平南アパート (1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,200	48,100
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,900	51,900
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート (6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	2	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,700	72,500
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート (11号棟)	江東区豊洲4-5	39.0	1	30,900	48,900
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (7号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,200	40,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,800	53,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (19号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (23号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (36号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (56号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (69号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (73号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (5号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (12号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	43,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,300	36,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	44,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	46,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	2	27,600	44,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	46,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,900	53,000
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,500	70,600
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	77,200
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート (12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	43,800
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,600	47,100
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	93,800
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート (1号棟)	大田区西六郷4-24	42.1	1	39,900	67,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	38.9	1	26,100	37,800
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (2号棟)	大田区東糀谷6-9	37.3	2	29,800	44,400
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	48,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート (14号棟)	世田谷区八幡山3-9	42.3	1	35,200	69,700
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (56-5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,300	50,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	78,300
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート (2号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	30,100	59,300
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,300	46,000
一般都営	中層耐火	成田東二丁目アパート (5号棟)	杉並区成田東2-5	42.3	1	32,000	66,300
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート (10号棟)	豊島区北大塚1-15	38.2	2	31,300	65,200
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	2	44,000	74,400
一般都営	中層耐火	王子木町アパート (15号棟)	北区王子木町3-4	36.4	1	28,500	51,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	62,300
一般都営	中層耐火	荒川一丁目アパート (12号棟)	荒川区荒川1-53	39.0	1	27,700	57,500
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,900	47,800
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,100	42,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート (26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (46号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	48,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,900	47,700

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	田柄二丁目アパート(2号棟)	練馬区山柄2-44	42.3	1	32,100	67,600
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(2号棟)	練馬区関町南2-16	55.9	1	43,900	84,500
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(2号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,600	94,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,700	65,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(5号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,700	71,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	24,100	38,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(7号棟)	足立区西保木間3-11	36.4	1	25,300	42,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(9号棟)	足立区西保木間3-11	39.0	1	27,100	45,100
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,800	48,700
一般都営	高層耐火	樺田三丁目アパート(2号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,800	80,300
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(1号棟)	足立区弘道2-13	48.1	1	35,500	63,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	36,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(3号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,700	36,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(4号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(2号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(10号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(3号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間4-3	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	26,300	42,900
一般都営	中層耐火	江北アパート(1号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	23,100	37,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(4号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	39,800
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,300	40,800
一般都営	中層耐火	千住元町アパート(1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	23,300	27,900
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	2	26,800	36,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,400	33,500
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,800	49,400

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,800	49,400
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	71,400
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51.2	1	38,000	73,800
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(8号棟)	葛飾区青戸3-8	51.0	1	37,900	67,000
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,500	58,300
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,600	66,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(7号棟)	葛飾区柴又3-17	39.0	1	28,700	50,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-13	59.6	1	45,000	84,100
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-13	51.0	1	38,500	72,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	66,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,800
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,400	79,100
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	37,700
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(7号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	37,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	50,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	5	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	28,200	50,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	28,200	50,000
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区平井7-10	39.0	1	28,900	44,100
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,800	68,300
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(15号棟)	江戸川区平井7-18	39.0	1	28,700	50,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-3号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	49,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	50,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,200
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(1号棟)	立川市羽衣町1-5	48.1	1	29,000	63,300
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(2号棟)	武蔵野市関前4-12	48.1	1	36,300	71,300
一般都営	中層耐火	井の頭五丁目アパート(10号棟)	三鷹市井の頭5-20	39.0	1	28,300	61,700
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(2号棟)	府中市栄町1-3	48.1	1	28,900	70,700
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(6号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	40,400	90,400
一般都営	中層耐火	府中栄町三丁目アパート(1号棟)	府中市栄町3-19	63.2	1	44,200	97,700
一般都営	中層耐火	府中栄町二丁目第2アパート(1号棟)	府中市栄町2-3	63.2	1	41,600	97,400
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	27,100	57,100

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	2	25,300	62,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,100	79,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	38,200	88,200
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(5号棟)	調布市下石原1-15-1	55.9	1	33,800	82,000
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(4号棟)	調布市深大寺東町8-24	62.1	1	38,400	92,700
一般都営	中層耐火	紫野台一丁目アパート(1号棟)	調布市紫野台1-7	62.1	1	39,400	97,800
一般都営	中層耐火	国領町アパート(2号棟)	調布市八雲台1-23	59.6	2	38,400	91,600
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(6号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	32,900	76,200
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(6号棟)	町田市中町4-7	48.1	1	28,500	64,900
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(5号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,600	70,800
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(6号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	35,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(18号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,500
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	65,800
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(2号棟)	町田市山崎町840	55.9	1	29,700	54,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,900	63,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	29,900	63,400
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(2号棟)	小金井市東町2-4	58.1	1	36,800	86,500
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(5号棟)	日野市平山4-20	33.4	1	15,200	31,300
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(9号棟)	日野市新井842	35.7	1	16,000	32,800
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(5号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,400	37,200
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(1号棟)	東村山市萩山町2-13	55.9	1	32,100	67,800
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(3号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,400	79,200
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	38,500	102,200
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(6号棟)	西東京市緑町3-8	59.6	1	37,500	82,000
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,300	78,100
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(1号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,400	84,800
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市西原町1-7	48.1	1	29,900	66,700
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(4号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,100	77,800
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート(5号棟)	西東京市東伏見2-15	63.2	1	41,700	94,900
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(1号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	40,700	94,100
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(5号棟)	西東京市柳沢1-14	61.5	1	42,500	97,300

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(35号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	2	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(36号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(44号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(45号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(12号棟)	清瀬市竹丘1-7	48.1	1	27,100	55,500
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(4号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,100	66,000
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(22号棟)	清瀬市元町2-25	60.5	2	35,900	75,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地(3-1-6号棟)	多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	33,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-1-7号棟)	多摩市和田3-1	37.3	1	17,500	33,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-4号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-5号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-5号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,900	46,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-4号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	63,100

●東京都告示第千八百五十六号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。
 平成二十七年十二月二十八日
 東京都知事 舛添要一

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
文花一丁目アパート （2号棟）	墨田区文花一丁目二十九番	高層耐火 三四・六平方メートル	二戸	二八、七〇〇円	六〇、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三五戸	三三、五〇〇円	七〇、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	三九、六〇〇円	八四、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四七、四〇〇円	一〇〇、二〇〇円
文花一丁目アパート （3号棟）	同右	同右 三四・六平方メートル	三二戸	二八、七〇〇円	六〇、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	六四戸	三三、五〇〇円	七〇、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	三九、六〇〇円	八三、七〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四七、四〇〇円	九九、七〇〇円

●東京都告示第千八百五十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年一月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 舛添要一

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,900
改良	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	3	28,900
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート (5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	30,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (12号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	鳥山アパート (3号棟)	世田谷区北鳥山2-9	32.6	1	24,500
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート (23-1号棟)	豊島区西巢鴨2-23	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート (24-1号棟)	豊島区西巢鴨2-24	36.2	1	28,700
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,400
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート (3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	4	27,100
再開発	高層耐火	白鬚東アパート (16号棟)	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,500

●東京都告示第千八百五十八号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	区画数
新宿若松町アパート駐	新宿区若松町一番	一二区画
文花一丁目アパート駐	墨田区文花一丁目二	二六区画
梅田八丁目アパート駐	足立区梅田八丁目十	三八区画

●東京都告示第千八百五十九号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	区画数
宮城一丁目アパート駐	足立区宮城一丁目十	四区画
車場	七番	

●東京都告示第千八百六十号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年十一月三十日	稲城市大字東長沼字二号三番七及び三百九十番一の各一	延長 二七・二八 幅員 四・三五

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第430号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法 (平成5年法律第88号) 第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成27年12月28日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

- 1 日時 平成28年1月12日 (火曜日) 午前9時30分開始
- 2 場所

公 告

千代田区霞が関二丁目1番1号
 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場
 3 被聴聞者の住所及び氏名
 大田区池上七丁目10番3号
 葭原 誠

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百十五回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 平成二十八年四月一日から同月十二日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して二億二千四百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千五百四万一千八百三十二円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千九百八十五万円
- 九 受託申請期限 平成二十八年一月十五日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千三百十六回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 平成二十八年四月六日から同月十九日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して八千三百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千八十八万四千二百円

八 その他発売経費 発売総額に対して千二十六万円

九 受託申請期限 平成二十八年一月十五日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千三百十七回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十八年四月十三日から同月二十六日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千四百九十三万四千円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百五十万四千七百円

八 その他発売経費 発売総額に対して千九百二十九万円

九 受託申請期限 平成二十八年一月十五日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千三百十八回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 平成二十八年四月二十七日から同年五月十日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して八千六百八十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千八十八万六千六百四十四円

八 その他発売経費 発売総額に対して千二十六万円

九 受託申請期限 平成二十八年一月十五日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千三百十九回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十八年四月二十七日から同年五月十日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千五百万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百四十六万八千七百二十円

八 その他発売経費 発売総額に対して千九百二十九万円

九	受託申請期限 その他	平成二十八年一月十五日 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。	九	受託申請期限 その他	平成二十八年一月十五日 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。	七	売りさばき及び当 せん金支払手数料 その他発売経費	発売総額に対して二千七百五十万 円 一千七百六十八円 発売総額に対して千九百二十九万 円	七	売りさばき及び当 せん金支払手数料 その他発売経費	発売総額に対して二千七百五十万 円 一千七百六十八円 発売総額に対して千九百二十九万 円	七	売りさばき及び当 せん金支払手数料 その他発売経費	発売総額に対して二千七百五十万 円 一千七百六十八円 発売総額に対して千九百二十九万 円
一	名称	第二千三百二十回東京都宝くじ	一	名称	第二千三百二十二回東京都宝くじ	一	名称	第二千三百二十三回東京都宝くじ	一	名称	第二千三百二十四回東京都宝くじ	一	名称	第二千三百二十五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚	二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚	二	発売総額及び枚数	一億五千万円 百五十万枚	二	発売総額及び枚数	一億五千万円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十八年五月十一日から同月 二十四日まで	四	発売期間	平成二十八年六月四日から同月二 十一日まで	四	発売期間	平成二十八年六月八日から同月二 十八日まで	四	発売期間	平成二十八年六月二十九日から同 年七月十二日まで	四	発売期間	平成二十八年六月二十九日から同 年七月十二日まで
五	当せん金の総額	円	五	当せん金の総額	円	五	当せん金の総額	円	五	当せん金の総額	円	五	当せん金の総額	円
六	委託対象事務の範 囲	当せん金付証券の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務	六	委託対象事務の範 囲	当せん金付証券の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務	六	委託対象事務の範 囲	当せん金付証券の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務	六	委託対象事務の範 囲	当せん金付証券の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務	六	委託対象事務の範 囲	当せん金付証券の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当 せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百六十四 万六千九百二十円	七	売りさばき及び当 せん金支払手数料	発売総額に対して二千二百六万五 千二百二十円	七	売りさばき及び当 せん金支払手数料	発売総額に対して四千四百九十万 六千八百三十二円	七	売りさばき及び当 せん金支払手数料	発売総額に対して四千四百九十万 六千八百三十二円	七	売りさばき及び当 せん金支払手数料	発売総額に対して四千四百九十万 六千八百三十二円
八	その他発売経費	円	八	その他発売経費	円	八	その他発売経費	円	八	その他発売経費	円	八	その他発売経費	円
九	受託申請期限	平成二十八年一月十五日	九	受託申請期限	平成二十八年一月十五日	九	受託申請期限	平成二十八年一月十五日	九	受託申請期限	平成二十八年一月十五日	九	受託申請期限	平成二十八年一月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。

<p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p> <p>一 名称 第二千三百三十一回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 一億五千万円 百五十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 平成二十八年九月二十一日から同年十月四日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して六千九百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千五百万五千九百五十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して七百六十九万五千円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十八年一月十五日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年十月二十七日</p> <p>特定非営利活動法人の名称</p>
<p>特定非営利活動法人 Arts Embrace</p> <p>三 代表者の氏名 東濃 誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都葛飾区柴又五丁目二十六番十七号 コミュニティコーポあるじゅ四〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 わたしたちは、アートをこれからの社会基盤にしていこう、という東京都の文化戦略「東京文化ビジョン」に共感します。そして、障害の有無やそれぞれの特性、年齢、性別、健康、社会的立場などで、様々な分け隔てを感じ、悩みをもっている人々に対して、交流する場、ともに過ごせる場を創出し、アートとアートプロジェクトの力で解きほぐしていきたいと考えています。Arts Embraceはこのような取組を広く市民や行政と連携して進めるため、特定非営利活動法人を設立することとしました。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十七年十月二十八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 icete e</p> <p>三 代表者の氏名 阪根 信一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区三田一丁目四番二十八号 seven dreamers laboratories株式会社内</p> <p>五 定款に記載された目的</p>
<p>この法人は、障がい者や健常者の枠を超えて、子どもから大人まで、スポーツを愛する全ての人を対象として、豊かな大自然の中で行うアルペンスキー競技大会やゴルフ大会などの事業を通じて、ジュニアの育成、障がい者スポーツの普及、生涯スポーツの実践などに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人港陸上クラブ</p> <p>三 代表者の氏名 皿井 鉄就</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝五丁目二十九番二十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主に港区の小中学生を対象として、陸上競技の研究・指導を通じて、スポーツの基本である「走る、跳ぶ、投げる」を学び、子どもたちの心身の健全な育成を図るとともに、陸上競技大会などへの参加・開催によりスポーツ振興を図り、人とスポーツの調和のとれた社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十七年十月二十八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人めぐるまち国分寺</p>

三 代表者の氏名

高浜 洋平

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市本多一丁目十三番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、国分寺地域において、地域住民が集い交流する地域交流施設の運営をすると共に、環境啓蒙活動、農業振興活動、地域の歴史および文化資源の発信活動などを通じて、地域課題の解決を図り、地産地消の推進、リサイクル・リユースの推進、地域通貨の実践および推進などの循環都市めぐるまちづくりを目指し、もって、まちの活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人日本ケトルベル連盟

三 代表者の氏名

高橋 里枝

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区梅島三丁目十番二十号 ベルモント梅島

二一三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、日本のケトルベルトレーニング、およびケトルベルスポーツ(ケトルベル競技)を統括する組織として、広く一般市民を対称としてケトルベルトレーニングの指導や情報提供を行う。並びにケトルベルスポ

ツ大会の運営を行い、さらに世界各国のケトルベルスポーツ組織や選手の架け橋となる活動および他スポーツ団体との交流を行う。これらの活動を通じて人々の健康増進やスポーツ文化の振興、さらには国内外の人材交流を盛んに行い、人々の健康と平和な社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の休館日を次のように変更する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ、陸上競技場、屋内プール、研修室、トレーニングルーム及び健康体力相談室
臨時開館 平成二十八年一月三日及び同年三月二十日
臨時休館 平成二十八年二月十六日及び同年三月一日から同月三日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京体育

館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで
午前九時から午後十一時まで
(二) 土曜日
午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。
平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場
平成二十八年一月一日、同月十二日、同月十八日、同月二十五日、同年二月一日、同月八日、同月十五日、

<p>同月二十二日、同月二十九日、同年三月七日、同月十四日及び同月二十二日</p> <p>(二) 第二球技場、補助競技場、軟式野球場、硬式野球場及びテニスコート</p> <p>平成二十八年一月一日、同月二日、同月十八日、同年二月一日、同月十五日、同年三月七日及び同月二十一日</p> <p>二 理由</p> <p>施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 施設名及び期日</p> <p>(一) 陸上競技場及び補助競技場</p> <p>臨時開館 平成二十八年一月二日及び同月三日</p> <p>体育館</p> <p>臨時開館 平成二十八年一月一日から同月三日まで</p> <p>臨時休館 平成二十八年二月一日及び同年三月七日</p> <p>(三) 屋内球技場、弓道場及び第一球技場</p> <p>臨時休館 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日まで</p> <p>(四) トレーニングルーム、第二球技場、テニスコート、</p>	<p>硬式野球場及び軟式野球場</p> <p>臨時開館 平成二十八年一月三日</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。</p> <p>駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 施設名、期日及び開場時間</p> <p>(一) テニスコート</p> <p>平成二十八年一月十二日、同月二十五日、同年二月八日、同月二十二日、同月二十九日及び同年三月十四日</p> <p>日</p> <p>午後零時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(二) 軟式野球場</p> <p>ア 平成二十八年一月十二日、同月二十五日、同年二月八日、同月二十二日、同月二十九日及び同年三月十四日</p> <p>午前十時三十分から午後零時三十分まで</p> <p>イ 平成二十八年一月三日から同年三月三十一日まで</p> <p>の(一)アの期日を除く開館日</p> <p>午前十時三十分から午後四時三十分まで</p>	<p>(三) 硬式野球場</p> <p>平成二十八年一月十二日、同月二十五日、同年二月八日、同月二十二日、同月二十九日、同年三月十四日及び同月二十八日</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(四) トレーニングルーム</p> <p>ア 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日</p> <p>午前九時から午後九時三十分まで</p> <p>イ 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの(一)アの期日を除く開館日</p> <p>午前七時三十分から午後九時まで</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため</p> <p>東京武道館の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 期日</p> <p>臨時開館 平成二十八年一月三日及び同年三月二十二日</p> <p>臨時休館 平成二十八年一月十九日及び同年三月十四日</p>
--	---	---

<p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。 平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p> <p>東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。 平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>一 期日 臨時閉館 平成二十八年一月一日及び同月三日 臨時休館 平成二十八年二月十六日、同年三月七日及び同月三十一日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p> <p>東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。 平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の 変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。</p>	<p>一 期日 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p>	<p>一 施設名 トレーニンクルーム</p> <p>二 期日 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由 使用者の利便性の向上のため</p>
<p>二 理由 使用者の利便性の向上及び日照時間のため</p> <p>東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について 東京都指定排水設備工事事業者の規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都</p>	<p>二 理由 使用者の利便性の向上及び日照時間のため</p> <p>東京都指定排水設備工事事業者の規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都</p>	<p>平成二十七年十二月二十八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 施設名、期日及び開場時間 (一) テニスコート(夜間照明設備を備えているもの) ア 平成二十八年二月六日、同月七日、同月十一日、同月十三日、同月十四日、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日、同月二十八日、同年三月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日、同月二十日、同月二十一日、同月二十六日及び同月二十七日 イ 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までのうち(一)アの期日を除く開館日 午前九時から午後九時まで (二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの) 平成二十八年二月六日、同月七日、同月十一日、同月十三日、同月十四日、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日、同月二十八日、同年三月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日、同月二十日、同月二十一日、同月二十六日及び同月二十七日 午前七時から午後五時まで</p>

指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつたので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都下水道局長 石原清次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十七年九月十八日	三七九九	森住環境工房	板橋区新河岸二丁目十九番二十一号	板橋区赤塚五丁目二十九番二十九号
			ビル三〇二	

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十七年九月三日	五〇九六	東和工業株式会社	花野章彦	大谷隆俊
同日	四八七九	大同産業株式会社	吉村正	竹原克俊
平成二十七年九月十日	三四四八	蒲原燃料住宅設備株式会社	石井真佐巳	石井義秀

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつたので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都下水道局長 石原清次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十七年十月一日	四〇八五	有限会社創栄工業	江戸川区南小岩一丁目二番三十五号	江戸川区上篠崎二丁目十二番十二号
同日	四八五一	創輝株式会社	江戸川区南小岩一丁目二番三十五号	江戸川区上篠崎二丁目十二番十二号

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十七年十月五日	四三二二	株式会社大測住設	谷三丁目二番十一一三〇一号	台東区松が台一丁目二番一〇二号
同日	三二八八	株式会社櫻木管工	足立区伊興一丁目一番十五号	足立区竹の塚二丁目二番七号
同日	四八四〇	株式会社研空社東	同月二番二十九番二十四号	同月二番二十九番二十四号

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつたので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年十月十五日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定年月日	指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
平成二十七年十月十五日	五二九二	石田設備	石田光雄	足立区綾瀬六丁目三十一番二二号

二 指定年月日

指定年月日	指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
同日	五二〇九	株式会社エムティケイ	足立区東綾瀬一丁目二番十九番十一号	足立区綾瀬三丁目七番二二号
同日	五二九一	株式会社恵設	寺平恵一	調布市染地二丁目三十五番地 第一佐々木マンション一〇三号室

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五二九三	西川設備	西川 順一	東久留米市金山町二丁目十五番三号
五二九四	株式会社 福徳工業	福井 能弘	府中市新町一丁目六十三番地の十五〇二号

二 指定年月日

平成二十七年十月二十九日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五二九五	加茂建設株式会社	加茂 寿一	台東区谷中二丁目十三番五号
五二九六	有限会社 Fine	野村 誠	八王子市絹ヶ丘二丁目四十五番二号 エステートピア絹ヶ丘一〇一号
五二九七	アクアデザイン株式会社	杉本 洋平	新宿区新宿二丁目十七番十号 四階B号室
五二九八	株式会社 松本設備	松本 和孝	江東区千田十番十九号

二 指定年月日

平成二十七年十一月十九日

雑報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十七年十二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 外 添 要 一

- 一 名称
第六百九十二回全国自治宝くじ
 - 二 発売総額及び枚数
二十六億円 千三百五十万枚
 - 三 証券金額
一枚二百円
 - 四 発売期間
平成二十八年四月一日から同月十二日まで
 - 五 当せん金の総額
発売総額に対して十二億二千七百七十五万円
 - 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
 - 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して二億四千四百九十二万九千四
百二十円
 - 八 その他発売経費
発売総額に対して一億六千四百七十万円
 - 九 受託申請期限
平成二十八年一月十五日
 - 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。
-
- 一 名称
第六百九十三回全国自治宝くじ
 - 二 発売総額及び枚数
五十億円 二千五百万枚
 - 三 証券金額
一枚二百円
 - 四 発売期間
平成二十八年四月二十日から同年五月十日まで
 - 五 当せん金の総額
発売総額に対し二十三億六千四百八十万
 - 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
 - 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して四億五千九十九万一千五百八
十四円
 - 八 その他発売経費
発売総額に対して一億九千二百万円
 - 九 受託申請期限
平成二十八年一月十五日
 - 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。
-
- 一 名称
第六百九十八回全国自治宝くじ
 - 二 発売総額及び枚数
二十五億円 千二百五十万枚
 - 三 証券金額
一枚二百円
 - 四 発売期間
平成二十八年八月十七日から同月三十日まで

- 五 当せん金の総額
発売総額に対して十一億三千万円
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して二億二千七百七十四万五千円
- 八 その他発売経費
発売総額に対して一億五千二百五十万円
- 九 受託申請期限
平成二十八年一月十五日
- 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

- 一 名称
第六百九十九回全国自治宝くじ
- 二 発売総額及び枚数
七十五億円 千五百万枚
- 三 証券金額
一枚五百円
- 四 発売期間
平成二十八年八月十七日から同年九月六日まで
- 五 当せん金の総額
発売総額に対して三十七億二千九百八十万
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して三億九千二百八十七万二千四
百六十四円
- 八 その他発売経費
発売総額に対して三億三千八百万円
- 九 受託申請期限
平成二十八年一月十五日
- 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 平成二十七年十二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 別表のとおり
- 二 発売総額及び口数 別表のとおり
- 三 証券金額 単価一口二百円
- 四 発売期間 別表のとおり
- 五 当せん金の総額 第四千三百八十二回から第四千六百三十九回までの各回ごとに発売総額に対して三千七百三十五万一千円。第四千六百四十回は三千七百四十四万二千円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 第四千三百八十二回から第四千六百三十九回までの各回ごとに発売総額に対して六百九十六万七千円。第四千六百四十回は、七百七十四万四千円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 八 その他発売経費 第四千三百八十二回から第四千六百三十九回までの各回ごとに発売総額に対して五百七十九万四千円。第四千六百四十回は、五百八十一万二千円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 九 受託申請期限 平成二十八年一月十五日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

別表

(千円・パーセント)

名称	発売総額及び口数	発売期間
第4382回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3	第4382回～第4640回の各回ごとに	平成28年4月1日から平成28年4月14日まで
第4383回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3	83,000,000円	平成28年4月14日から平成28年4月15日まで
第4384回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3	415,000円	平成28年4月15日から平成28年4月18日まで
第4385回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3	(ただし、発売状況により増減する場合があります。)	平成28年4月18日から平成28年4月19日まで
第4386回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月19日から平成28年4月20日まで
第4387回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月20日から平成28年4月21日まで
第4388回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月21日から平成28年4月22日まで
第4389回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月22日から平成28年4月23日まで
第4390回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月23日から平成28年4月24日まで
第4391回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月24日から平成28年4月25日まで
第4392回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月25日から平成28年4月26日まで
第4393回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月26日から平成28年4月27日まで
第4394回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月27日から平成28年4月28日まで
第4395回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月28日から平成28年4月29日まで
第4396回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月29日から平成28年4月30日まで
第4397回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年4月30日から平成28年5月1日まで
第4398回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月1日から平成28年5月2日まで
第4399回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月2日から平成28年5月3日まで
第4400回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月3日から平成28年5月4日まで
第4401回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月4日から平成28年5月5日まで
第4402回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月5日から平成28年5月6日まで
第4403回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月6日から平成28年5月7日まで
第4404回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月7日から平成28年5月8日まで
第4405回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月8日から平成28年5月9日まで
第4406回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月9日から平成28年5月10日まで
第4407回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月10日から平成28年5月11日まで
第4408回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月11日から平成28年5月12日まで
第4409回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月12日から平成28年5月13日まで
第4410回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月13日から平成28年5月14日まで
第4411回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月14日から平成28年5月15日まで
第4412回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月15日から平成28年5月16日まで
第4413回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月16日から平成28年5月17日まで
第4414回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月17日から平成28年5月18日まで
第4415回 数字選択式全国自治宝くじナンバーX3		平成28年5月18日から平成28年5月19日まで